

社会保険労務士・年金アドバイザーの石川利人(トシト)です



- 労働・社会保険の手続きや給与・賞与計算で負担感はありませんか?
- 「働き方改革関連法」が施行されています。中小企業の皆様に対しては、「残業時間の上限規制」等一部につき、その適用が猶予されている部分もありますが、ご対応はお済みでしょうか?
- また、同法の施行は必然的に、三六協定を始め就業規則・諸規程等の制定や変更を伴うことが想定されています。ご対応はお済みでしょうか?
- 年金制度は益々複雑になっています。ご相談への対応や請求手続きのお手伝いをさせていただきます。
- 後見・保佐・補助といった法定後見、任意後見等のご相談に対応します。弊職は神戸家庭裁判所成年後見人等候補者名簿に登録されています。
- 法定相続情報証明制度について、資格者代理人である弊職に委任していただくことが可能です。当該制度➤http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html

【ご挨拶】

石川社会保険労務士事務所は、お客様のご要望やニーズに機敏に対応することをモットーにしております。お客様の労働・社会保険諸法令に関する様々な手続き(書類作成・提出代行・事務代理等)や給与・賞与計算業務といった通常業務以外にも、企業経営上必須とされる三六協定や就業規則の制定(変更も含む)、開業時や法人設立時の労働・社会保険関係の届出等、労務管理の相談や指導業務等の専門家として、お客様が本業に注力できるよう、お客様が抱える事務負担の軽減化のお手伝いをさせていただくことで業務効率の向上にお役に立てる存在であります。また、個人のお客様に向けても、老後等への備えである年金、認知症や様々な障害を抱えた方々を支援する成年後見(法定後見・任意後見)制度等への取組にも注力しています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【ご提案】

労働・社会保険の書類作成等や給与・賞与計算の業務を弊事務所に委託していただくことで経営・営業・マネジメント等の本来業務に専念していただけます。また、弊事務所ではそれらの業務をクラウド系のシステム(電子申請やマイナンバー管理も含む)を活用することで迅速かつペーパーレス化も実現し、お客様における書類管理の省力化やコスト削減にも寄与できるものと考えます。また、三六協定や就業規則等の制定等は「働き方改革関連法」の施行に伴い、その重要性は一段と増しており、企業経営上決して疎かにできない分野となっています。それら諸々を踏まえ、社会保険労務士として可能な限り支援させていただきます。また、下記の業務も合わせてご検討賜りますようお願い申し上げます。

＜「chatwork(チャットワーク)」を活用した業務＞

社会保険労務士と顧問契約を締結するまでもないが、例えば、労働・社会保険に係る法改正の内容等がよく理解できない、労働・社会保険に係る複雑な届出等に対応できない、ちょっと知恵を貸してほしいといった場面はあろうかと思えます。そのような時に、問い合わせや相談ができる相手として、是非ご活用いただきたいと思えます。その一方策として、弊事務所では「chatwork」というビジネスコミュニケーションツールを導入しています。

お問い合わせ
QRコード



＜代表者のプロフィール＞

関西学院大学法学部卒業後、住信・パナソニックファインシャルサービス(株)(合併後)等民間企業等で総務畑中心に従事してまいりました。趣味は登山・スポーツ観戦・読書です。

【事務所の概要】

名 称	石川社会保険労務士事務所
代 表	石川 利人(兵庫県社会保険労務士会所属) 登録番号第28160030号
所 在 地	神戸市北区桂木3丁目5番地の13
電 話	078(224)4782
F A X	078(203)7657
e - M a i l	tishikawa.sr-office@ishikawasroffice.com
U R L	http://ishikawasroffice.com/wp/